

# 帯山校区第六町内自治会規約

## 第一章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、帯山校区第六町内自治会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、住民相互の親睦を図り、会員の人格を尊重し、住みよい明るい地域づくりの推進及び地域的な共同活動を行うことを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、熊本市の行政に協力し、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡に関する事
- (2) 区域内の清掃・美化など環境整備に関する事
- (3) 公民館その他の施設の維持管理、運営に関する事
- (4) 福利、厚生に関する事
- (5) 防火、防災、防犯及び交通安全に関する事
- (6) 文化、体育、レクリエーション等に関する事
- (7) その他目的達成に必要な事

(区 域)

第4条 本会の区域は次に掲げる住所の範囲とする。

- (1) 熊本市中央区東京塚5番の全域
- (2) 熊本市中央区三郎1丁目1番から7番までの全域
- (3) 熊本市中央区帯山3丁目18番45号から85号まで
- (4) 熊本市中央区帯山3丁目19番、20番、21番及び23番の全域
- (5) 熊本市中央区帯山5丁目9番、10番、11番及び34番から41番までの全域
- (6) 熊本市中央区帯山6丁目1番から8番までの全域
- (7) 熊本市中央区帯山9丁目1番から5番までの全域

(事 務 所)

第5条 本会は、主たる事務所を第六町内公民館(帯山5丁目36番78号)に置く。

## 第二章 会員及び賛助会員

(会員及び賛助会員)

第6条 本会の会員は、第4条に定める区域内に住所を有する個人とする。

- 二 第4条に定める区域内に住所を有する法人、組合等の団体及び商店等は総会で表決権を有しない賛助会員になる事ができる。

(入会及び退会等)

第7条 第4条に定める区域内に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、役員会で別に定める申込書を本会会長に提出しなければならない。

- 二 本会は正当な理由がない限り、第6条に定める個人及び賛助会員の加入を拒んではならない。
- 三 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したもとする。
  - (1) 第4条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
  - (2) 本人から役員会で別に定める退会届が自治会長に提出された場合
  - (4) 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

(会 費)

第8条 会員及び賛助会員は、総会において別に定める自治会費を納入しなければならない。

- 二 会員及び賛助会員に特別な事情が発生した場合は、会費を減免することができる。

## 第三章 役員及び隣保組

(役 員)

第9条 本会の運営にあたり次の役員を置く。各役員は総会において推薦または選挙により会員の中から選任する

- (1) 自治会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 会計書記 1名
- (6) 前各号に定めるもののほか、必要があるときは顧問を置くことができる。

(隣 保 組)

第10条 本会の自治運営のため隣保組を組織し、各隣保組には隣保組長を置く。

- 二 隣保組長は組員の推薦により1名を選出し、任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

三 隣保組長は理事及び会長と連携し、自治会費の集金及び組内の連絡指導にあたる。  
(役員の職務)

第11条 自治会長は本会を代表し、会務全般を統括する。

二 副会長は、自治会長を補佐し、自治会長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代行する。

三 理事は役員会において議事を審議し、各種事業の企画及び実施の審議にあたる。

四 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 本会の会計、資産状況を監査すること。

(2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況または業務執行について不整の事実を確認したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、臨時総会の招集を請求すること。

五 会計書記は、本会の資産及び会計事務を処理し必要な書類等を管理し会務を記録し内外への連絡、広報等を行う。

六 顧問は、自治会長の諮問があつた場合は助言を行う。

(任期)

第12条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

二 役員に欠員が生じたときは、補充役員を役員会において選任し、任期は前任者の残任期間とする。

三 役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまではその職務を遂行しなければならない。

四 役員の定年は満80歳とする。但し、必要と認められる場合は、本人の同意の上、役員会において延長の決定をすることができる。

#### 第四章 総会

(種別)

第13条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(権限)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、次に掲げる事項を審議し議決する。

(1) 事業計画、事業報告に関する事項。

(2) 予算、決算に関する事項。

(3) 資産及び会費に関する事項。

(4) 役員を選任に関する事項。

(5) 規約の改正に関する事項。

(6) その他町内会に関する事項。

(開催及び招集)

第16条 定期総会は、毎年度決算終了後3ヶ月以内に開催する。

二 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があつたとき。

(3) 第11条第4項第4号の規定により監事から開催の請求があつたとき。

三 総会は、会長が招集する。

(1) 会長は、前項第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、請求のあつた日から1ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。

(2) 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の1週間前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、その総会の出席者の中から選出する。

(総会の定足数)

第18条 総会は、会員の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第19条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第20条 会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。

二 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

- (1) 事業計画、事業報告に関する事項。
- (2) 予算、決算に関する事項。
- (3) その他町内会に関する事項。ただし、別に定める重要事項を除く。

(書面表決等)

第21条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。  
二 前項の場合における第18条及び第19条の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。  
(1) 会議の日時及び場所  
(2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む。)  
(3) 開催目的、審議事項及び議決事項  
(4) 議事の経過の概要及びその結果  
(5) 議事録署名人の選任に関する事項  
二 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

## 第五章 役員会

(役員会の構成等)

第23条 役員会は、役員(監事を除く)を以って構成する。  
二 会長が必要と認められたものは役員会に出席することができる。ただし、表決権は有しない。  
三 役員会は、この規定で別に定めるもののほか、次の事項を審議する。  
(1) 総会に付議すべき事項。  
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。  
(3) その他、総会の議決を要しない会務に関する事項。

(役員会の招集等)

第24条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。  
二 会長は、役員 $\frac{2}{3}$ 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった時は、その請求があった日から1ヶ月以内に役員会を招集しなければならない。  
三 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも1週間前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第25条 役員会の議長は会長がこれにあたる。

(役員会の定足数等)

第26条 役員会には、第18条、第19条、第21条及び第22条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

## 第六章 資産及び会計

(資産の構成)

第27条 本会の資産は次の各号に掲げるものを以って構成する。  
(1) 別に定める財産目録に記載された資産  
(2) 会費  
(3) 寄付金  
(4) 資産から生ずる果実  
(5) その他の収入

(資産の管理)

第28条 本会の資産は、会長が管理し、その管理方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第29条 本会の資産で第27条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において出席会員の $\frac{3}{4}$ 以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第30条 本会の経費は資産を以って支弁する。

(役員報酬)

第31条 自治会長、副会長、会計書記、広報及びその他の役員の活動費を給与するその額は、役員会において審議し総会で決定する。

(事業計画及び予算)

第32条 本会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。  
二 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には

会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算に準じて収入支出をすることができる。

三 前項の収入支出は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第33条 本会の事業報告及び収支決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し監事の監査を受け、毎会計年度終了後3ヶ月以内に、総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第34条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

#### 第七章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第35条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、熊本市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第36条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

二 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第37条

本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

#### 第八章 雑 則

(備え付け帳簿及び書類)

第38条 本会の事務所には、次の帳簿及び書類を備えておかねばならない。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 認可及び登録等に関する書類
- (5) 総会及び役員会の議事録
- (6) 収支に関する帳簿
- (7) 財産目録等資産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

二 前項の帳簿及び書類は、会員が目的、事由を示して閲覧を求めたときは、業務に支障がない限り、閲覧することができる。

(委任)

第39条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て役員会が別に定める。

付 則 この規約は令和 2年 7月 3日(認可日)から施行する。

二 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第32条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

三 本会の設立初年度の会計年度は、第34条の指定にかかわらず、認可のあった日から令和3年3月31日までとする。